

令和3年4月 河北町農業委員会総会（第4回）

令和3年4月26日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場2階第1会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番 高橋 清	委員	2番 逸見 三和子	委員	3番 今田 好行	委員
4番 奥山 ちか子	委員			6番 関 紀子	委員
7番 堀 和彦	委員	8番 原田 康雄	委員	9番 奥山 喜幸	委員
10番 後藤 慶治	委員	11番 齋藤 仁	委員	12番 堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（1名）

5番 岡崎 学 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

増川 仁 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

中野 薫 農林振興課課長補佐兼農業振興係長

◎ 議事日程

令和3年4月26日（月曜日）午後2時00分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第7号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議第14号	農地法第3条の規定による許可申請書について
議第15号	農地法第4条の規定による許可申請書について
議第16号	農地法第5条の規定による許可申請書について
議第17号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議第18号	買受適格者証明願いについて

以上の議案を一括上程、开会、開議

○ 増川事務局長

出席なされる方がお揃いだということで。岡崎委員は体調不良とのことで欠席となります。令和3年4月の河北町農業委員会総会を始めさせていただきたいと思います。

○ 堀米会長

皆さんどうもご苦労様です。事務局長よりありましたとおり、今年も4月1日の人事異動がありました。農業委員会の方では、岡崎さんが出て佐藤さんにチェンジということになりました。令和3年度はこのような形でみなさんと一緒に仕事していくわけなので、よろしくをお願いします。また、今回コロナ関連で出席しかねるという人と、身体の調子が悪いという人等々で、推進委員は1人出席予定とのことです。さんなね仕事があるなんていうのは、みんな仕事はあるわけなので、それは理由になりません。そういう人もいたとのことですので。冠婚葬祭は仕方ないですが、それ以外は極力そうすることがないようお願いしたいと思います。新年度に大変恐縮でしたけども、そういう形の中で、例年と異なるマスク着用のコロナ対策を最大限行った形の中で、できるだけ短時間で終了するようみなさんからご協力をよろしくお願いします。みなさんご苦労様です。

○ 増川事務局長

ありがとうございました。

次第に基づきまして、進めたいと思います。日程第1のほうから、会長に議長になっていただいてよろしく願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第1議事録署名委員の指名ですが、No.1 1 齋藤代理、No. 1の高橋委員にお願いします。

それでは審議に入らせていただきます。日程第2 議案の審議、報第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局からお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきたいと思います。座ったままで失礼させていただきます。

皆さんのお手元の資料の1ページをご覧ください。報第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。

はじめに、申請番号13番になります。所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●、田、ほか4筆で計5,671㎡になります。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後も自作と●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号14番です。所在地 谷地字真木（マキ）●●●●、田（樹園地）

ほか4筆で計4, 0 3 1 m²になります。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなりまして、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作と●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、資料2ページ、申請番号15番です。所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田ほか6筆で計16, 6 4 5 m²になります。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後も●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号16番です。所在地 谷地字谷地（ヤチ）●●●●、畑、3 5 0 m²1筆です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後も●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、資料3ページ、申請番号17番です。所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、2, 7 8 1 m²1筆です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後は●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号18番です。所在地 谷地字岩木（イワキ）●●●●、畑ほか7筆で計9, 1 4 8 m²です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後も自作と、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、資料4ページ、申請番号19番です。所在地 西里字中嶋（ナカジマ）●●●●、田、ほか4筆で計2, 5 9 6 m²です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後も●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号20番です。所在地 谷地字岩木（イワキ）●●●●、畑、ほか13筆で計17, 6 6 9 m²です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後も自作と●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号21番です。所在地 西里字治部橋（ジブハシ）●●●●、田、ほか2筆で計3, 4 0 0 m²です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●●●さんに相続なったものです。取得後も●●●●さんから耕作してもらうほか、鶴狭間は自己保全して、あっせん希望とのことです。

以上9件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

ただ今、事務局から亡くなった方の相続ということで説明がありました。
これについて、皆さんから質問等ありませんか。はい、堀委員。

○ 堀委員

ちょっといいですか。19番の田んぼ確認できずというのはどういうことなんですか。

○ 事務局（奥山）

この田んぼなんですが、0.66㎡しかないということで、隣の土地に飲み込まれてしまっていて判別できないということなんだと思います。

○ 後藤委員

基盤整備なったところで除外地だねが。

○ 議長（会長）

ちなみにここ1筆だけ相続しないということとはできなんでしょうね。

○ 堀委員

相続はさんなねべ。

○ 後藤委員

これ隣さ土地あんなだべ。誰々の土地だということで確認してけらんなねなんねがや。
1㎡にも満たないから、10cm幅にも満たないんだろうけども。隣の人から買ってもらうとか、委員会で心配してけらんなねなんねがや。

○ 議長（会長）

これあくまで●●●●さんの問題だということで、相続はした、という届け出で委員会としては納得するのかな。

○ 増川事務局長

はい、公簿上はあるけれど確認できないという事例については、基盤整備をしたり、道路を整備したときに、収用したりした結果、公簿上は0.66ありますけども、確認できないということが多々あります。

○ 議長（会長）

たまたま今回確認できずというような文字を使って見せたからこういう問題になったんであって、書いてなければ問題にならなかったということかな。

○ 増川事務局長

そうです。農業委員会の問題というよりも固定資産の問題です。

○ 議長（会長）

はい、まあこういう土地もあるんだということで、勉強したということで進めてもいかなものですか。

それでは、異議なしということでこの件に関しては届け出に沿った形で手続きを進めてもらいたいと思います。

続きまして、議第14号 農地法第3条の規定による許可申請書について、お願いします。

○ 事務局（奥山

はい、それでは資料の6ページをご覧ください。議第14号 農地法第3条の規定による許可申請書について、ご説明いたします。

申請番号20番になります。貸借権の設定です。所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、ほか1筆で計3, 684㎡になります。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、労力不足 のためとのことです。

申請番号21番になります。貸借権の設定です。所在地 大字溝延字不動木（フドウギ）●●●●、田ほか4筆で計9, 002㎡になります。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、労力不足 のためとのことです。

申請番号22番になります。貸借権の設定です。所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、3, 012㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号23番、貸借権の設定です。所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、3, 049㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

資料7ページになります。申請番号24番、貸借権の設定です。所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、3, 082㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんになります。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

以上5件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

事務局より説明がありました3条の規定による許可申請書についてです。河北町の土地だけでも、耕作するのは寒河江市の方という案件です。現地確認した方報告をお願いします。

○ 後藤委員

はい、溝延ですが、ほとんど住吉屋食品、それから佐藤繊維の東側にあって、昔から三泉の方が耕作している所で、溝延の人は2名しか作ってない所です。●●●●さん、●●●●さん、いずれも昔から作ってらっしゃる人で、調整会議でも問題ないだろうという話になりました。ただ●●●●さんについてはちょっと雑草多いので個人的にも指導しているところです。

○ 議長（会長）

はい、後藤委員から説明ありました。みなさんから何かありますか。では賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員ですので許可をお願いします。

続きまして、議第15号 農地法第4条の規定による許可申請書について、事務局より、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の8ページをご覧くださいと思います。
、議第15号 農地法第4条の規定による許可申請書について、ご説明いたします。

申請番号1番、所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、畑、454㎡になります。申請人は、●●●●さんになります。申請事由につきましては、寒河江村山線の県道の拡幅工事に伴い、既存の住宅敷地が買収されることになり、移転が必要となり隣にある自己所有の畑に住宅を新築する計画をするものです。昨年

12月に、親の●●●●さんが同様の内容で許可を受けておりましたが、今年●●月●●日に亡くなってしまい、改めて4条の許可申請が必要となったものです。

皆さんのお手元の資料の14ページをご覧くださいと思います。こちらが案内図になっております。15ページが字切図、16ページから19ページが土地利用計画図です。

こちらの申請地は、農用地区域外にあり、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道にあり、かつ、申請地からおおむね500m以内に2以上の医療施設がある第3種農地であることから、許可基準を満たしていると思います。以上1件です。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今説明がありました●●●●さんの農地について相続した形の中での再度申請ということです。現地確認をされている方、報告をお願いします。

○ 奥山（喜）委員

今日の午前中確認行ってきました。去年12月に確認した際は問題ないということでしたけども、今回は工事が進んでいて土盛りや木が若干植えてある状態でした。

○ 議長（会長）

はい、報告ありました。皆さんから何かありますか。はい、異議なしということで採決したいと思います。賛成の方挙手をお願いします。はい、全員です。

続きまして、議第16号 農地法第5条の規定による許可申請書について、事務局より、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の9ページをご覧くださいと思います。議第16号 農地法第5条の規定による許可申請書について、ご説明いたします。申し訳ございませんが、ここで資料の訂正をお願いします。8番面積が307㎡となっておりますが、306㎡と訂正をお願いします。

申請番号8番、所有権の移転です。所在地 谷地中央三丁目●●●●、畑、306㎡になります。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんになります。申請事由につきましては、●●●●さんの現在住んでいる家が子どもの成長に伴い手狭となったことから、実家近くで住環境の良い申請地に住宅建設を計画するものです。

皆さんのお手元の資料の20ページが案内図になっております。それから21ページが字切図、22～23ページが土地利用の計画図となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある第3種農地にあたるため、許可基準を満たしております。

次に、申請番号9番、使用貸借権の設定です。所在地 谷地字置上（オキアゲ）●●●●、畑、198㎡になります。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんになります。申請事由につきましては、●●●●さん夫婦は現在アパート住まいですが、将来を考え、利便性もある実家隣の申請地に住宅を建設し、親から土地を使用貸借しようとするものです。

皆さんのお手元の資料の24ページが案内図になっております。それから25ページが字切図です。申請時は文筆作業中で手書きされている斜線の申請地を転用することになります。26～29ページが土地利用の計画図となっております。申請地は市街地化傾向が著しい区域内の農地で、住宅が連たんしている区域内に介在する第3種農地にあたるため、許可基準を満たしております。

以上農地法第5条の規定による許可申請が2件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、只今説明ありました。現地確認をしていると思いますので、報告をお願いします。

○ 原田委員

申請番号8番は、住宅街の中にあり問題ありませんでした。申請番号9番について、住宅の隣の農地ということで何ら問題ありませんでした。

○ 議長（会長）

はい、只今原田委員から報告がありました。この件について何か質問ありますか。ないようですので、この件に関しては多数決を取りたいと思います。賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員賛成ということで許可いたします。

続きまして、議第17号 農用地利用集積計画（案）の決定について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の10ページをご覧ください。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める旨の依頼がありましたので、審議をお願いするものです。11ページが総括表になります。

賃貸借設定が2件です。

地目別内訳につきましては、田が8, 851㎡で、賃貸期間は10年以上が1件、3～6年未満が1件になります。

詳細につきましては、12ページをご覧ください。

貸借権設定についてですが、いずれも地区の調整会議等で協議なったものでありますので、それぞれの説明は、省略させていただきます。

以上2件です。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

事務局より説明ありました。この件についてについて、異議、質問等ある方お願いします。なければこのような形で農用地利用集積計画を進めてもらいたいと思います。

続きまして、議第18号 買受適格者証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

申請番号1番 所在地 大字吉田字馬場（ババ）●●●●、田、3, 023㎡になり

ます。申請事由につきましては、この農地が公売にかけられたことから、その入札に参加する資格あるかどうか、農地を購入する資格があるかどうかを審議するものになります。

申請者の●●●●さんは、認定農業者でもありますので資格としては問題ないかと思っています。

以上1件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今事務局より説明ありましたとおり、公売にかけられた土地について●●●●さんが農業の耕作者ということで適任者かということでの証明願いです。この件に関してみなさんから質問ありますか。はい、ないようですので、このとおり証明していただきたいと思います。

以上で今日の議題は全て終了いたしましたので、総会を終了します。

午後2時35分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年4月26日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
